

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟

懲戒規定

平成30年4月2日理事会規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、会員の懲戒手続に関し必要な事項を定め、もって、会員の倫理の保持昂揚に資することを目的とする。

(懲戒委員会の設置)

第2条 本法人に懲戒委員会を置く。

(公正の保持)

第3条 懲戒は、この規定の定めるところにより、公正かつ適正に行われなければならない。

(懲戒事由)

第4条 会長は、会員に次の各号の1に該当する事実があるときは、懲戒委員会又は資格審議委員会の議決に基づき、その会員を懲戒する。

- (1) 定款その他の諸規定に違反する行為、その他本法人の目的に反する行為があったとき。
- (2) 倫理に関する諸規則に違反しその他会員としての品位を著しく損ない、その結果本法人の名誉を毀損したとき。
- (3) ボールルームダンスの指導に関し、受講者に対し不適切な行為を行ったとき。
- (4) 会員が会費を定められた期限までに納入しないとき。

2 前項第1号(ただし、資格審議委員会が所管するものを除く。)及び第2号の懲戒は懲戒委員会が所管する。

3 第1項第1号のうち、審査員、試験審査員、採点管理者、チェッカー委員に対する懲戒並びに第1項第3号及び第4号の懲戒は資格審議委員会がそれぞれ所管する。

(懲戒の種類)

第5条 懲戒の種類は、前条各号に応じ、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号
 - ① 注意
 - ② 戒告
 - ③ 会員権の停止
 - ④ 除名

- ⑤ 本法人における過去の名誉の剥奪
 - (2) 前条第1項第3号
 - ① 注意
 - ② 戒告
 - ③ 指導者資格の停止
 - ④ 指導者資格の取消し
 - (3) 前条第1項第4号
会員名簿からの消除
- 2 会員権とは、本法人及び各加盟団体（各種委員会等を含む。）における選挙権、被選挙権その他会員としての一切の活動をする権利（受益権を含む。）をという。
- 3 第1項第1号の⑤の処分は、違反行為が重大であり、かつ、本法人の名誉を著しく毀損した場合に、同号④の処分と同時に懲戒委員会が具体的に定める。

第2章 懲戒委員会

（懲戒委員会の設置）

第6条 理事会の下に懲戒委員会を置く。

- 2 懲戒委員会は、会員の懲戒に関し審議を行うとともに、会員の倫理の保持昂揚に必要な職務を行う。

（懲戒委員会の構成）

第7条 懲戒委員会は4名以上6名以内とし、次の各号の者により構成する。

- (1) 正会員の中から 2名以上3名以内
 - (2) 有識者（弁護士1名以上を含む。） 2名以上3名以内
- 2 前項の委員は理事会の推薦により、会長が任命する。

（懲戒委員会の委員長等）

第8条 懲戒委員会の委員長は、会長が指名する。

- 2 副委員長は、1名とし、委員の互選により定める。

（委員長及び副委員長の職務）

第9条 委員長は、懲戒委員会を招集してその議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けるにいたったときは、委員長に代わってその職務を行う。

（委員の任期）

第10条 委員の任期、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の任期の始期は、会長がこれを定める。

（委員の除斥・忌避・回避等）

第 11 条 委員は、自己又は自己と特別の利害関係を有する者に関する事案もしくはその他審議の公正に疑われるおそれがある事案について除斥される。

2 懲戒請求の対象となった会員（以下「被請求者」という。）は、委員の審議の公正を害するおそれがあると認めるときは忌避の申立てをすることができる。

3 委員は、審議の公正を疑われるおそれがあるときは、委員会の承認を得てその事案から回避することができる。

（定足数）

第 12 条 委員会は、委員現在数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

2 前条の規定に該当する者は、前項の総数及び出席者数に算入しないものとする。

（代理出席の禁止）

第 13 条 委員は、懲戒委員会に代理人を出席させることはできない。

（議決）

第 14 条 委員会の議決は、出席した委員の 3 分の 2 以上の多数により決する。

（議決事項の報告）

第 15 条 委員長は、懲戒処分に関する議決をしたときは、議決事項に理由を付して会長に書面をもって報告しなければならない。

2 会長は、必要に応じて懲戒委員会の審議結果を理事会に報告する。

3 会長は、前項の報告に関し必要と認めるときは、委員長を理事会に出席させ報告を求めることができる。

（通知及び事情聴取）

第 16 条 懲戒委員会は、懲戒の審議を開始しようとするときは、被請求者に対し懲戒請求の事由を書面で通知しなければならない。

2 懲戒委員会は、被請求者に対して日時及び場所を指定し、出頭を求め事情聴取を行うことができる。

3 出頭を求められた被請求者は、指定された期日に出頭しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、委員長の承諾を得て指定された期日の変更を求め、又は出頭しないことができる。

4 懲戒委員会は、被請求者が出頭しなくても審議の手続を進めることができる。

5 第 2 項の事情聴取の際に、被請求者が虚偽の申述を行ったことが明らかなきときは、さらに懲戒の対象とすることができる。

（弁明の機会）

第 17 条 懲戒委員会は、審理に際し、被請求者に弁明の機会を与えなければならない。

(委員会の非公開)

第 18 条 懲戒委員会は、これを非公開とする。

第 3 章 懲戒の手續

(懲戒請求及び調査)

第 19 条 何人も、会員に第 4 条各号の事実（以下「懲戒事由」という。）があるときは、会長に対し、懲戒の請求をすることができる。

2 会長は、会員に懲戒事由が認められるときは、コンプライアンス委員会に調査を命ずる。

3 コンプライアンス委員会は、会員に懲戒事由が認められるときは、直ちに調査を開始しなければならない。

4 コンプライアンス委員会は、第 2 項の調査を行ったときは、すみやかに懲戒に関する意見を付した調査報告書を会長に提出しなければならない。

(資格審議委員会への回付)

第 20 条 前条第 4 項の場合において、懲戒事由が第 4 条第 3 項に該当するときは、コンプライアンス委員会は、すみやかに当該事案を資格審議委員会に回付するものとする。

(懲戒委員会の開催)

第 21 条 会長は、第 19 条第 4 項により懲戒相当の意見の送付を受けたときは、直ちに懲戒委員会に対し、懲戒に関する審議を行うよう求めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒事由が明らかな場合、又はコンプライアンス委員会の調査を経ることが相当でないと認めるときは、会長はコンプライアンス委員会の調査を経ずに直ちに懲戒委員会の開催を命ずることができる。

(懲戒処分等)

第 22 条 会長は、懲戒委員会から懲戒相当の意見の付された報告を受けたときは、すみやかに懲戒処分を行わなければならない。

2 会長は、除名処分又は名簿からの消除を行ったときは、次の理事会に報告しなければならない。

3 会長は、懲戒の調査又は審理が行われている間において、本法人の秩序を維持するため必要と認めるときは、被請求者の会員権の全部又は一部を仮に停止することができる。

(再調査)

第 23 条 会長は、第 15 条第 1 項に基づく報告を受けた場合において、その調査が不十分又は適切でないと判断したとき、並びに懲戒処分を受けることとなった会員からの不服の申立があった場合において必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会に再度調査を命ずることができる。

(除斥期間等)

第24条 会長は、懲戒事由があったときから10年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができない。

2 会長は、同一の事由について刑事訴訟が継続する間においても、懲戒の手続を進めることができる。

3 会長は、懲戒手続に付された会員から退会の申出があった場合においても、懲戒手続が終了するまで継続して審議する。

(請求の取り下げ)

第25条 第19条第1項に基づき懲戒の請求を行った者は、理由を付した書面をもって会長に対して懲戒の請求の取下げを申し出ることができる。

2 会長は、前項の規定により取下げの申出があった場合においても必要があると認めるときは、懲戒の手続を継続することができる。

(公表等)

第26条 会長は、懲戒処分を行ったときは、被処分者に対し、理由を付した書面をもって通知するとともに、会員に対しその旨公表しなければならない。

2 会長は、懲戒処分を行わないことになった場合においても、懲戒請求者の申し出があり、その申し出に正当な理由があると認めるときは、会員に知らせることができる。

(秘密の保持)

第27条 懲戒委員会の委員及び懲戒に関する調査、審査に関与した者は、職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不服の申立)

第28条 懲戒処分を受けた者は、その通知を受けた日から3カ月以内に、会長に対し不服の申立てをすることができる。

2 前項の申立てがあったときは、会長は次の理事会に諮り、懲戒処分の当否について判断を受けなければならない。

第4章 その他

(資格審議委員会による処分)

第29条 第4条第3項に基づき資格審議委員会が行う懲戒手続については、第3章の規定を準用する。

(細則)

第30条 この規定に定めることのほか、懲戒手続の実施に関し必要な事項は、業務執行理事会が定める。

附 則

- 1 この規定は、平成12年 6月12日から施行する。
- 2 この規定は、平成26年11月17日から施行する。
- 3 この規定は、平成30年 4月 2日から施行する。